

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が、商工会・商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用を補助いたします。

計画の作成や販路拡大の実施の際、商工会・商工会議所（会員企業以外も可）の指導・助言を受ける小規模事業者が対象となります。

上限50万円※の補助（補助率：2/3）が出ます。

※複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業の場合は50万×参画者数（10事業者以内）で上限500万となります。

広告宣伝費、集客力向上の為の店舗改装・設備投資、商品パッケージ変更やIT利活用による業務効率化（生産性向上）に関わる取り組みについて費用を補助します。

補助対象経費（機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費、設備処分費） ※詳しい内容は下記商工会にお尋ねください

以下の小規模事業者が対象です。

※企業組合・協業組合も申請可

※昨年までとは異なりますのでご注意ください。

	業種	従業員数
①	商業・サービス業（宿泊業・娯楽産業除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
②	サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
③	製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

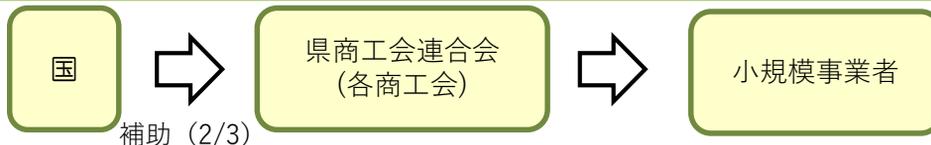
スケジュール

公募期間：令和元年5月22日（水）～1次締切6月28日（金）・2次締切7月31日（水）

事業期間：採択後～12月31日（火）

実績報告：事業終了後30日もしくは令和2年1月10日（金）のいずれか早い日

補助スキーム



河北町商工会 TEL 0237-73-2122

📞 問い合わせ先

公募要領・申請様式のダウンロードは↓山形県商工会連合会ホームページ

http://www.shokokai-yamagata.or.jp/jigyo_jizokuka/